

金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特

別措置法の一部を改正する法律案委員会修正要旨

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の目的規定を改め、中小規模の事業者に対する金融の円滑化等による地域における経済の活性化を期すものとする。

二、一の地方公共団体がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する銀行については、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の対象となる銀行から除外し、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を適用しないものとする。